

## ②亙理町水田農業の復興への挑戦（齋藤勇紀さん）

みなさん、こんにちは。ただいま、ご紹介をいただきました亙理町の齋藤勇紀です。たぶん何十回と「さいとうゆうき」という名前を聞いたことがあると思います。ハンカチ王子が齋藤佑樹というのですが、病院に行って呼ばれる時に「齋藤勇紀さん」って、みんな注目するわけです。私が出て行くとみんながそっちの方を向くので、ワンテンポ遅れてから行くようにしています。名前だけは有名になりました。

先ほど釘田さんが言ったことに対して、やはり、一言、私は厳しいことを言うことになりますけれども、「気を悪くしないでください」ということをあらかじめ言っておきます。亙理町の今回の津波被害につきましては、町の面積の約半分 35 平方キロメートルが浸水しました。私は亙理町荒浜地区に住んでいます。荒浜というのは仙台にも荒浜地区がありますが、海岸ぶちで非常に被害が大きかったところです。人口約 4,500 人、そのうち、死亡・行方不明 139 人です。1,365 戸中全壊（罹災証明書発行件数）が 1,405 件、工場とか造船とか惨憺たるものでして、私もかなりの被害を受けました。私は水稻の専業農家として、先ほど紹介されましたように経営面積 58.6ha。自作地が 21.2ha、搾入地が 37.4ha で、そのうち、利用権設定が 33.6ha で、作業委託が 3.8ha、地主さんが 90 人、ほとんどが 10 年契約で農業公社を通しました利用権設定です。借地料は物納で 60 キロ、金納で 1 万 2 千円、土地改良費は地主さんが負担しています。こういう中で、私自身は地域で変わったポジションにいます。今、農協の第一理事をやっています。それから農業委員を平成 5 年からしています。農業共済組合の損害評価会の総代に、もう一つ土地改良区では全然役をやっていないのですけど、基盤整備の県全体の委員長をやっております。今年度の 2 月に大隈地区の基盤整備の総会を終わらせて一区切りついたところです。農業関係のすべてに関わっております、その良い点悪い点がすべてわかっているところです。

こういう立場でお話をしたいのですが、まずその前に我が家の津波被害の状況です。住宅などの 1 階部分はすべて駄目にして、全壊の判定です。農業用機械はすべて使用不可能でした。育苗ハウスなどもすべて全壊です。ちょうど 3 月でしたのでハウスにビニールをかけ終えて、「さあ始めるか」と思った途端に津波ですべて流されました。乾燥調整施設も使用不能です。農地 58.6ha のうち今年度作付けできたのは 15a、これだけです。

先ほどの、10a あたり 3.5 万円の復興金の話ですけど、これは被災農地面積で個別に保険がくるものと私たちは思っていました。なぜかというと、災害補償法で共済組合の仕組みからいうと、基準反収 500kg、基準単価 200 円で 10 万円ですね。農業共済の 3 割減収、7 割補償の考え方で計算すると 10 万円×0.7 で 7 万円。作付けができなかったので半分の 3.5 万円となる。これが全部復興組合に行く。でも、みんなのことを考えてやってくれているようですが、担い手は復興組合に行かないのです。自分の被害の分を片付けなきゃないと言って。うちの地区では担い手はほとんど復興組合に行っておりません。行っているのは兼業農家や定年で暇になった人、じいちゃん、ばあちゃん、じっちゃんです。ぎりぎりアルバイトとしてはたしかに役には立っているのですが、担い手にとっては何の意味も無い。

もう一つ影響があったのは、この 3.5 万円で、私の場合は全体では 2 千万円になると計算していたのですが、これが入って来なかったとき小作料が払えない。今までは契約して、平成 5 年の大冷害の時も小作料だけはきちんと払いました。契約ですから。今回は一切払えません。貸し借りの希望も事情があれば払うことはないけど、非常に心苦しかったです。そういうことをもう少し考えていただきたかった。そういう風に影響して来ると、「これから貸し借りが進むのかな？」と思います。今まではどんなことがあっても貸せば小作料はもらえる。でもこれからは、何かあったらもらえないこともあるのだということになり、非常にまずかった。

荒浜地区で約 350 町歩ですけど、さっきの 150 町歩、残りが約 200 町歩。だいたい担い手に引き継がれる農家は 12 名。そのうちこれから規模拡大していこうとしている農家は 4 軒だけです。田の方は現状維持するか、残り 5 戸はやめるそうです。15 町歩とかで、約 10 町歩以上の農家も 2 軒ほどおりますが、その方たちもこれを機会にやめる。残りの農地はどうしたらいいのだろう。これを今みんなで話し合っている。荒浜地区には 10a 区画にパイプラインが入っているんで、基盤整備ができなかった。今回、瓦礫を処理するために重機がいっぱい入ってきてすべて壊していきました。このため、良い機会なので再基盤整備をやろうと言っています。この約 120 町歩の再整備ですが、これに反対する人はまずいないと思うのですが、一つ懸念材料があります。こういう機会なので田んぼ（コメづくり）を全部やめてしまおう、そういう人が増えるとその田んぼを誰が受け取るのか、どう処理するのか。担い手の人たちでどうしたらいいかって話し合いをしているのですが、なかなか良い方法が無い。そういう実態です。最後に、農業は農地が無ければやっていけないと私は思っていたのですが、平成の農地改革って言葉がありますね。所有と利用を区分するという方法。担い手は利用権だけあればいい。所有権までは求めない。このため今、所有権の行き場が無くなっている。言い方が悪いけれども、昔に農地改革、別名農地解放と言われました。私は平成の農地改革ではなくて、平成の農地解放にこれからの農業の将来性があるのではないかと考えています。あまりしゃべるとボロが出るのでこれで終わります。よろしくお願いします。以上です。

（司会）ありがとうございました。持ち時間がまだまだありますので、みなさんから、聞きたいことをたくさん受け付けたいと思います。

（岩崎）圃場整備の話ですが、結局、土地を誰かに買ってもらって、その金を持ってくる話になると思うのですが、町は買ってくれないでしょうか？

（齋藤）いまだかつて農地を町が買ったと聞いたことはないし、登記できないと思います。創設非農用地など、農地以外にすれば町は喜んで買うと思います。結果、その売却額を充てて受益者の負担金をゼロにしようと考えていますけど。非農用地がそれ以上出たらどう

すっぺ。さっき言ったように 120 町歩のうち 50 町歩近くが不換地になる可能性がある、大雑把に言うと。金額がものすごいわけで。ましてや今の米価で土地を買っても採算はあいませんよね。そういうことが今、問題になっています。

(岩崎) そうしますと、被災農地に、太陽光発電、飛躍した話ですけど、太陽光発電装置を入れるとかいうことで農地以外に利用するということでしょうか。

(齋藤) 基盤整備は優良の農地を残すためにやるのですね。ただ、被災農地の中には、農地にできないところも確かにあります。そういうところは太陽電池でも何でもいいですが、基盤整備は優良農地を将来に渡って残すためにやるのです。それをいらないからって太陽電池を設置すればいいというわけにはいかないと私は思っていました。だから、先ほど農地解放と言ったのです。今まで耕作してきた人たちを見て、農地は農業資格者しか買えないのです。それが農地法の改正でなくなりました。だったら誰が買っていいのではないかと。地区の公的管理の中にあっても、所有権は誰が所有してもいいのではないかと考えているのです。それは都会の人でもいいだろう。都会の人が農地を買って生産しないで作業を委託する、そういうグループを作るためにさっき農地解放と言ったのです。

(岩崎) 大変興味深いお話でした。私も勉強したいと思いました。ありがとうございました。

(司会) ほかいかがですか？

(冬木) 実情を教えてくださいなのですが、先ほど、再圃場整備で 120a でしたか、これは水田だけですか？イチゴをやっていたところがあったら、その調整はどうされているのですか。

(齋藤) 荒浜地区は、ちょっと変わってしまっていて、住むところと農地が離れているのです。それで海拔ゼロメートル地帯なので、そこにはイチゴを作っていないのです。畑がほとんどないのです。菜園のために一坪や二坪みんな自宅の横に畑を作っていますが。農地はすべて田んぼです。ただ、全体を一農場に考える機運があるので、ローテーションで作付けをしていって、将来的にここは畑作地帯でいいじゃないのかということもありうるだろうと。今の米作りって意外とおもしろくないので、何も米作りにこだわる必要がないだろうと思っています。せつかくの機会なのでそこらへんまで全体の流れをもって行こうかと思っています。

(司会) いかがでしょうか、ご意見・ご質問ありますか？では私から。一時、被災した農

地を一括で国が買い上げて、整備した後で再配分したらどうかという話がありました。だけど、今の齋藤さんのお話からすると、それはそもそもできっこないのではないかと考えているわけですね。それと、農地の再整備で創設換地などを使いながら、農用地以外に使うことに関しては、国が買い上げることもできるけど、農地を国が所有することは法律上無理だよと、そんな排戦的な発言もしてくれました。所有と分離、農地を誰が所有してもいいじゃないか、こういう考え方って今までからすると「えっ!」っていう話になるだろうと思います。企業が農地を所有してもいいじゃないかということですね。齋藤さん自身が本当に、企業ないしは農外資本が農地を所有してもいいと考えているかどうかわかりませんが、たぶんそういったことも、今後の検討課題になるのではないかと。我々農業経済学会ですね、農地は一体誰の物なのか、といった大きな課題になるだろうと思います。ただ、そういう論理の中で、最近、農地を債権化したらどうか、株式化したらどうか、等々のアイデアが出てきています。おそらく齋藤さんの頭の中には、そんなこともちらほらよぎりながら、100町歩ぐらいの経営で畑作を取り入れながらやれないかなと考えているのではないのでしょうか。しかも、それを個別の任意なのか法人体にするのかわかりませんが、あえて個別で所有していくことを考えているということかと思いました。

(齋藤) すいません。津波の被害ではないですけど、非常に大きかったのは、人の気持ちまで流してしまったことです。地域はすべて流れました。ただ、私はこの現状を見た時に、全く新しい農業なり人と人のつながり、地域のあり方、社会の人たちの取り組み方があって、それを形としてあらわせる、あらわすのが津波を生き残った者のつとめなのではないかと思っています。どっちにしても、私は異端児なので、農政局様から補助金をもらえません。個人農家ではなく100戸以上でないとなら全部カットですので、当てにはしていません。津波で被災して一番応援してもらったのは私の米を食べてくれるお客さんからでした。このつながりをこれからも大事にしていきたいと考えています。

(司会) みなさんからいかがでしょう？何かご意見・ご質問ありますか？よろしいでしょうか？それでは齋藤さんの報告を終わります。